

運 営 規 程

社会福祉法人 元気村

特別養護老人ホーム北こうのす翔裕園
(短期入所生活介護事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気村(以下「事業者」という)が開設する特別養護老人ホーム北こうのす翔裕園(以下「事業所」という)が行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等(以下「従業者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある利用者(以下「利用者」という)に対し適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業所の名称、所在地および定員は次のとおりとする。

- (1)名称 特別養護老人ホーム北こうのす翔裕園
- (2)所在地 埼玉県鴻巣市箕田3523番
- (3)利用定員 100名 ※介護老人福祉施設(入所定員100名)の空床

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。なお、併設する介護老人福祉施設と一体的に運用されていることから、人員等はそれらを含めたものとする。

- (1)管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)医師 1人以上
医師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持の為の適切な措置を講じる。
- (3)生活相談員 1人以上
利用者の生活相談、苦情の対応、処遇の計画や関係機関との連絡調整等を行う。
- (4)看護職員 3人以上
利用者の日常の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5)介護職員 31人以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6)栄養士又は管理栄養士 1人以上
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7)機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8)事務職員 1人以上
必要な事務を行う。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の利用実施区域は 鴻巣市・北本市・加須市・久喜市・吉見町・行田市とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、当施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間(概ね連続する4日以上)にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 従事者は、事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(利用料及びその他の費用)

第7条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 滞在費

従来型個室	1日	1, 880円	
多床室	1日	1, 110円	

 ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
 - (2) 食費

朝食	440円	・	昼食	800円	・	夕食	660円
----	------	---	----	------	---	----	------

 ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。
 - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - (4) 利用者の希望による飲み物を提供した場合
 - (5) 個人使用の電化製品を持ち込み、使用する場合
 - (6) 理美容代
 - (7) アクティビティ、クラブ活動にかかる費用
 - (8) 貴重品の保管依頼を受けた際に要する費用
 - (9) サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合
 - (10) キャンセル料(介護保険サービスに係るもの以外)
 - (11) その他日常生活上の便宜に係る費用
- | | | | |
|-----------------|----|--|-----|
| 実費 | | | |
| 水分費 | 1日 | | 70円 |
| 電気代 | 1日 | | 55円 |
| 実費 | | | |
| 実費 | | | |
| 貴重品保管費 | 1日 | | 20円 |
| コピー代 | 1頁 | | 11円 |
| 利用予定の初日分の滞在費・食費 | | | |
| 実費 | | | |
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して説明した上で、同意を得るものとする。
- 4 事業所は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することができる。
- 5 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関及び各関係機関に連絡を行う等の必要な措置を行う。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第9条 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行う。

- 3 事業者は、提供するサービスに関する利用者からの苦情に関して、埼玉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、埼玉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消防法等の規程に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 宗教その他信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の自由を侵さないこと。
- (3) 火気の取扱いに注意すること。
- (4) けんか、口論、泥酔、販売行為、誹謗中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 宗教活動は他人に迷惑をかけない範囲で行い、宗教の勧誘、特定の政治活動等を行わないこと。
- (6) 利用者は、生活環境の保全のため施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力すること。
- (7) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を行わないこと。
- (8) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年間研修計画に沿って実施
- 2 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際は、その日時、態様、利用者等の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由について身体的拘束適正化委員会にて話し合うこととする。当該行為を行った場合、すみやかな解除に向けて話し合いを継続して行うこととする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に必要な事項は社会福祉法人元氣村理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 9月 1日から適用する。